

第3回柳川市男女共同参画推進協議会会議録

会議名称	第3回柳川市男女共同参画推進協議会
日 時	平成24年3月29日(木) 午後2時00分～午後4時26分
会 場	三橋庁舎5階 第7会議室
出席者	<p>【委員】高山会長、大城副会長、大村委員、亀崎委員、北原委員、熊井委員、白石委員、瀬戸口委員、中島委員、平川委員、藤田委員、牧野委員、森委員、横田委員</p> <p>【事務局】橋本企画課長、武松企画課長補佐、松藤企画係長、大坪</p>
欠席者	井上委員、竹井委員、横地委員、横山委員
傍聴者	1名
議題等	<p>1 開会</p> <p>2 会長あいさつ</p> <p>3 議事</p> <p>(1) 進捗状況評価取りまとめ(最終)について</p> <p>(2) 第2次計画の取り組み施策(たたき台)について</p> <p>4 その他</p> <p>5 閉会</p>
会議資料	<p>【事前配布】</p> <p><input type="checkbox"/>平成22年度進捗状況評価取りまとめ(修正) (資料3)</p> <p>【当日配布】</p> <p><input type="checkbox"/>第2次柳川市男女共同参画計画の取り組み施策(たたき台)(資料1)</p>

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

※ 会議録の確認について

○中島委員

会議録があんまり簡略化されて中身が思い出せない。

○亀崎委員

確認ですが、男女共同参画推進協議会の目的と本質をもう一度教えてください。

○会長

第1回の会議で事務局より設置要綱の説明があったと思いますので、その確認をもう一度事務局よりお願いします。

○事務局

協議会規則の趣旨を説明。

○亀崎委員

計画ができることによって、どういう状況（世界）待っているのか。流れを説明してください。

○事務局

第1回会議で柳川市長から「男女共同参画に関する計画を作ってください。」という諮問を受けて、計画案を協議会で作成し、その計画案をもって協議会より市長に答申する流れになっている。

○亀崎委員

わかりづらいと思います。

○会長

市長から新しい計画をどういう風につくったらいいかという諮問を受けて、今審議をしている状況。どういう世界が待っているかというのは、男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野の活動に参画することができ、共に利益を享受し、共に責任を担うような社会をつくるために、柳川市ではどういう計画を立てるかということを審議していると考えればどうか。

○亀崎委員

やっぱりわかりにくい。多くが人の幸せを感じたり、男女平等の社会という状況が待っていると思うのですが、どうですか。基本理念がわかりづらく、どちらとも取れる文章となっている。

○会長

男女がもっと幸せになることだと思います。そういう社会をめざした計画を作成するのにどういう風な計画にするかを審議しているのがこの協議会です。

○亀崎委員

私が思う目的と本質は、お互いが思いやりのある社会が必要とされている社会だろ

うと思う。客観的に感じることは、自分を中心にしてまわりが回っている。そうすると対立が生まれてくると思うんですが。相手を思いやるとか尊重するという考えが必要ではないでしょうか。

○会長

まさにその通りだと思う。男女の人権が尊重されるというのは、人権を主張することではなく、お互いに尊重し合うということが前提だと思う。

○亀崎委員

条例ができたと仮定し、前回言われていた家事の役割分担をするとなったときに、してもらって当たり前となって、お互いの思いやりの気持ちが生まれにくいではないのでしょうか。

○中島委員

会長が先日（3/17）の講演会で、夫婦別姓や専業主婦を否定するような話をされたことを危惧しているのではないのでしょうか。

○会長

専業主婦を否定するようなことは言っていない。専業主婦も選択肢の一つで、生き方を自分で決めることが大事であって、今から先の社会状況を考えると専業主婦で生活していく人は限られているということを言ったと思いますが。

○中島委員

先日の講演会で、専業主婦に対して失礼なことを言っている。

○会長

多様な選択肢があって自由に選べなくてはいけないのだけれど、今の社会状況で専業主婦を選択するのは、非常に厳しい状況。世の中の状況を見越して女性は考えていけないといけない。

○中島委員

講演会を聞いて亀崎委員はどう思われましたか。

○亀崎委員

一部かたよった意見があったように思えた。

○中島委員

過激な男女共同参画を進めてはいけない。

○平川委員

どうなったら過激なんですか。

○中島委員

この行き着く先は、夫婦別姓であり、専業主婦の否定ではないですか。

○会長

互いを思いやることにより、みんなが幸せになることが基本。できるだけ相手の意思を生かした生き方ができるように、お互いに協力しあって生きましようということ。

○熊井委員

計画は、会長の意見だけで作るわけではなく、みんなの意見で作るので、（会議を先に）進めてもらいたい。

(1) 進捗状況評価取りまとめ(最終)について 14:30~

○事務局

前回会議録の中で、「母子家庭に関する基準」についての質問に対する回答ですが、建設課に確認したところ、別に入居基準はなく母子家庭を優先して入居させているということでした。

○事務局

(資料3に基づき修正箇所の説明)

○森委員

55p「管轄を越えて」を削ると、幼児教育に携わる人の意識啓発の研修などができなくなるのではないですか。

○事務局

所管となると、保育園は子育て支援課、幼稚園は学校教育課ですが、管轄を超えてもできないものはできない。ですので、任意でできることをやるしかない。

○会長

「やらないということではない。」ということですね。公立の幼稚園ならできるが、私立なのでそこまでは踏み込めない。

(2) 第2次計画の新取り組み施策(たたき台)について 14:34~

○事務局

(資料1に基づき事務局より説明)

○熊井委員

その2でいいけど、施策をまとめてあるが、具体策は135あるのか。

○事務局

第2次計画では、青色で記載している25個を施策として残し、その施策の概要の中に必要な文言を加えていきます。

○会長

項目を135から25に絞りたい。新たなもの、これだけでは不十分だよというのがあればお願いしたい。

○亀崎委員

キャッチフレーズを作ったら。一般市民がわかるような、子どもでもわかるようなものを入れてみてはどうですか。

○熊井委員

計画の目指すべき目標「男女が共に輝き、支え合うまちづくり」を変えたがということか。

○亀崎委員

一般市民にもわかりやすいように。

○事務局

サブタイトルみたいなもので、あとでやりたい。

○亀崎委員

「思いやり」という言葉はどうか。

○会長

思いやりという言葉があっても良いと思うが、今日は取組施策の中身の検討をやり
ます。(新取組施策として) 4つ挙げてありますが、いかがですか。

新取り組み施策4の「男女共同参画週間での講演会などの開催」は、「週間」が入
ると範囲が狭いですね。

○副会長

(男女共同参画の) 広報紙やパンフレットの内容やタイトルは、事務局で作られる
のですか。

○事務局

企画課企画係で作ります。外注分については、外注先と協議して出しています。

○亀崎委員

啓発の面なんです、フェイスブックの活用はどうでしょうか。

○会長

紙の資料だけでなくホームページも含めてITを利用した広報活動も必要かもし
れない。

○亀崎委員

理解されないと絵に描いた餅じゃないけど浸透しない。

新取組施策5・6

○会長

次(新取組施策の5と6)はどうか。

○中島委員

「女性職員の人材育成」の女性という言葉はいらないのではないですか。

○白石委員

女性を入れるとかなる可能性がある、男女ともにとりという視点が大事だと思う。

○森委員

なぜ、ここに女性が入るかという、管理職への登用など現状を踏まえた上でのこ
とだと思います。将来的には外すべきだと思いますが、今の現状ではこの文言なのか
なという狙いで入っているのだと思います。

○平川委員

現状の女性の参画が進んでいない。男女同等のレベルまで持っていければ問題はな
いが、現状を踏まえた上で女性という言葉が入っていると思います。

○会長

新取り組み施策5・6は基本法2条 積極的改善措置という考え方の趣旨だろうと
思います。

○中島委員

ある程度のパーセンテージまで上げることは、いろんな弊害が出てくると思います。

取締役の女性比率を上げれば企業業績は悪化するという資料もあります。能力があれば、男であれ女であれ関係ない。この文言を入れることは問題があると思います。

○副会長

男女共同参画推進協議会の中だから「女性～」という表現が出てても何の抵抗もないが、一般の人が見るとやはり女性の人は劣っているのかという印象があると思います。

○大村委員

公務員のことを考えてあるのかなと思います。向き向きの人が自然になってくるから、「女性」という文言を) あえて使う必要はないと思います。

○会長

政策決定過程という中での取組みなので、「女性をさらに」という意味合いがあるのだと思います

○森委員

能力によって自然となるのがいいけど、歴史を振り返ると女性自身に枠がはまっている。枠を外すには必要な施策なのかなと思います。女性が上に立って男性を蹴散らすというようなことではなくて、お互いに学ぶことがあるのではないかと思います。

○北原委員

森委員のおっしゃったとおりだと思います。女性の意見が通るところというのは、やはり管理職になってこそ認められる。自然とそうなればいいが、私たちの時代ではお茶くみをやっていた状況だったので、女性の教育を推進していかないと前に進まないと思います。

○熊井委員

市職員が対象ですよ。働く場の意識啓発なのでこのままでいいと思います。

○中島委員

市職員に限っているのですか。限っていたとしても、結果的に男女平等から逸脱していると思います。

○会長

積極的改善措置はアンフェアでないとうたわれている。

○中島委員

これは憲法違反だと思います。

○会長

元に戻って政策方針過程への女性が参画するというのはどうですか。

○中島委員

賛成です。新取り組み施策6「女性職員の人材育成」が問題だ。現計画の施策20「女性職員の職域拡大と男女平等な職務分担」ならかまわない。現計画の施策18「女性職員の人材育成」・19「女性職員の管理職への登用」はおかしい。

○会長

どう表現しましょうか。

○亀崎委員

積極的改善措置を入れたらおかしくなりますか。

○会長

積極的改善措置による人材育成。でも、積極的改善措置はおかしいという意見も出ているので難しい。事務局、文言を考えてください。

新取組施策 7

○会長

「女性窓口の充実」という施策にいろいろ含まれるということですね。

○中島委員

施策の中で男という文言が出てくるのは、「男性職員の育児休業の取得」とか「男性向けの家庭講座などの充実」くらいで、ほとんど「女性～、女性～」という文言ばかり。施策の方向が「3 配偶者及び身近な異性に対する暴力の防止と被害者への支援」とあるので、新取組施策名は「相談窓口の充実」でよくないですか。

○平川委員

相談だけではなくて、啓発の面も必要ではないかと思います。

○会長

まず、現計画の施策 3 1 「広報紙による意識啓発」、3 2 「パンフレットなどの作成・配布」、3 3 「DV防止法に関する研修」が必要ということですね。

○牧野委員

女性相談窓口の充実だけではまとめきれない。

○亀崎委員

(異性に対する暴力は) 小さいときから教育すべきですよ。

○会長

相手を大切にするという思いやり、人権教育が必要なので、啓発がいるかもしれない。事務局で3つくらいにまとめてください。

新取組施策 8 15 : 16 ~

○大村委員

公民館事業については、書道、絵手紙、さげもん、デッサン、ダンスなど数えきれないほどやっていますが、男女共同に気を使っているが、公民館は全く逆で、ほとんど参加するのは高齢の女性ばかりしかいない。今までは、女性セミナーだけだったので、今年の4月から「成人学級」を新たに立ち上げることにしました。

○会長

施策の方向 4 「生涯学習活動の推進」からすると、新取り組み施策の 8 「公民館での男女共同参画学習の充実」と場所まで特定してしまうととても狭くなると思いますがどうですか。

○副会長

自主成人学級をやられているが、広く一般に知られていない。広報への掲載は端っこにちょこっと。

○会長

「男性の参加促進」としてもいいかもしれない。文化的利益は女性ばかりが享受しているの、男性が享受できるような参加促進ということで入れた方がいいかもしれない。

○大村委員

広く知ってもらうには、市の広報より公民館だよりの方がローカル色が出ていいと思います。

○会長

今の施策は公民館で男女共同の学習をしましょうとなっているが、そういうことではなくて、文化的活動の場にもっと男性の参加を進めようという趣旨で現場の声も入れてもらってどうか。もう一つは、「公民館」だけではなく「公民館等での」としましょう。

○北原委員

各公民館で自主成人学級が行われているので、これを利用して人権学習をやったらどうかという趣旨で公民館が入っていると思います。

新取組施策9 15：25～

○会長

ここも「男性向けの～」とはいりませんか。意識の啓発だけでいいですか。

○亀崎委員

「思いやりを持って」という文面をいれたらどうですか。

○会長

意識啓発の中にですか。「お互いの立場を理解して」を入れて工夫してみてください。

新取組施策10～14 15：27～

○森委員

新取り組み施策10の「子育て相談の充実」の項目だけ見るとなじまないと感じがする。働きやすい環境づくりについては、むしろ、施策の方向の「1仕事と家庭の両立支援」の方に持って行った方がいいと思いますし、新取り組み施策11「地域子育て支援センターの充実」に交流、相談、学習、情報提供の場の充実が含まれるのかなと思います。

○熊井委員

新取り組み施策10は新取り組み施策9と11に振り分けたら、あえて10はなくてもよいと思います。

○会長

男女ががんばっただけでは無理なので、延長保育や一時保育などの社会的支援も必要ではないか。公的一般の保育について触れてありますか。保育の充実という一般的なことが必要ではないですか。

○事務局

待機児童がないので盛込んでいない。

○熊井委員

現計画の施策57～61は保育所のことを書いてあるので、保育所整備の充実などといった項目にしてはどうか。

○会長

「多様な保育の充実」とかの表現にした方がよいのでは。相談だけでは足りない。

○横田委員

現計画の施策50～61は役所を通す、行政がかかわってほしいということで公的なものとしてあった方がよい。

○牧野委員

現計画の施策62～67の中で、「育児休業の取得」は異質なので、別のところに入れてはどうか。

○森委員

「地域子育て支援センターの充実」をだけを挙げると、男性の育児休業の取得の促進も含めるのであれば、「家庭保育施策の充実」とすればどうか。

○会長

「仕事と家庭の両立支援」は、新取り組み施策9を残すことで議論は終わった。「男女協力による子育て・介護の推進」は、多様な保育サービスの充実を一つ。もう一つは、家庭保育の支援。新取り組み施策11はこのままですね。12もそのままですね。

○事務局

新取り組み施策11に現計画の施策62～67がぶら下がっているということではない。

○会長

家庭保育の補助は大事なんですか、公的な多様なサービスの充実について、文書で書いてもらう。「男性職員」とあるのは、市役所の男性職員ですか。

○事務局

市の職員だけではない。

○森委員

地域子育て支援センターの充実とあるが、正式名称は、地域子育て支援拠点事業で、センターが3カ所とつどいの広場の計4カ所で行っている。正式な名称となると地域子育て支援拠点事業の充実となるのでは。

○事務局

確認します。

○会長

施策の方向「1仕事と家庭の両立支援」と「2男女協力による子育て・介護の推進」はダブっていないか。ワークライフバランスの促進という形で1つにまとめていく。

○亀崎委員

大きい会社であつたら実現可能かもしれないが、小さい会社では厳しい。実現可能な施策にしないといけないのでは。

○会長

悩ましいところだが、この場合、促進という言葉を使っていて、できないからやらないでは前に進まないのだから、促すという意味で入れてはどうか。施策の方向1と2を両立支援ということでまとめて、取組施策については、意識啓発と多様な保育サービスの充実とファミリーサポートセンター事業、在宅福祉サービス、在宅介護支援センター事業にまとめてはどうか。

新取組施策15 15:53～

○会長

「相談・指導の充実」は「指導」ではなくて「支援」でしょ。

新取組施策16 15:54～

○瀬戸口委員

「16事業者に対する労働関係法規の周知と意識の啓発」とあるけど、(事業所には)市よりもハローワークから徹底した指導があっている。「市民向け」をもっと充実したほうがよい。

○会長

「事業者や市民に対する～」とすればいいのではないですか。

新取組施策17 15:56～

なし

新取組施策18・19 15:57～

○会長

2つだけにまとめてあるけど、みなさんいかがですか。

○亀崎委員

「道徳心」とか「人の道に外れない」ような指導や学習をしたほうがよい。

○副会長

心の教育の中に道徳教育も含むということですね。

○平川委員

「学校教育活動における男女共同参画の推進」とあるが、学校教育活動の現場においては、共同参画がある程度進んでいるのではないかと。ただ、気持ちの面では、女性は受け身の立場が多い。共同参画の教育という面では、平成23年4月半ばに県教委が「男女共同参画の手引き」をホームページでのみ公開しているが、冊子としては配布されていないため、見られた方は少ないのではないかと。ある程度意識がある人が学校にいないと進まないのだから、新取組施策18だけの表現だと教育の部分が見えてこない気がする。共同参画教育の充実として、その中に教職員の理解も含めて取組施策としたらどうか。

○会長

施策の方向は、1の「男女共同参画に関する教育・学習の推進」と2の「男女共同参画に関する教職員等の理解の促進」でいいですね。1の男女共同参画に関する教育・学習の推進では具体的に何を挙げますか。

○平川委員

新取り組み施策18を「学校における男女共同参画教育の推進」がわかりやすくなると思います。そのために教職員の理解が出てくる。施策の方向性2は、職員向けの研修会の充実をあげてもらったがいい。

○会長

施策の方向2は、現計画の施策110の「教職員の意識向上、人材育成」の方がいい。そのための研修会の充実を文言で入れるとどうか。

○牧野委員

職員に対する研修と併せて子どもたちへの研修をやらないと意味がない。学校をあげた働きかけ・取組みが必要だと思います。

○会長

施策の方向2の男女共同参画に関する「教職員の意識の向上」とし、中身を男女共同参画の研修等をして意識の向上を図るといのようにしたらどうか。そして、新取り組み施策20「女性教職員の人材育成」はいらぬ。

新取組施策21 16:08～

○会長

新取り組み施策21を残した理由は。

○事務局

この中で優先的にやるとしたら、「育児教室などへの父親の参加促進」なのかなということなのでこれをあげています。

○森委員

今まで子育てはお母さんがするものという意識がある中で、母親ばかりに子育てのプレッシャーがかかって少子化になっている面もある。父親にも子育てを理解してもらうためにあげているのだろうが、父親の育児教室への参加促進ではなく、育児への参加の方がいいのではないのでしょうか。

○会長

この項目は大事だけど、この施策の方向「母子保健事業の充実」というよりも、「仕事と家庭の両立支援」の方が合っているのではないのでしょうか。この施策の方向には、産む性としての母親のことが大事だろうと思う。

○横田委員

母子手帳の配布の際に、父子手帳交付の啓発という意味を含めて項目としてあげてはどうか。

○森委員

育児教室への父親の参加促進は、現計画の施策66でもあがっている。

○瀬戸口委員

児童虐待をする母親が増えているので、母親としての自覚をもってもらうような項目をあげてはどうか。

○会長

健診はとても大切、第一義的には母子の健康を守ることだと思います。入れるなら健康診査でしょう。それと、訪問指導の際に、父親の参加を進めることで、母子のことだけじゃないよという位置づけとしてはどうか。

新取組施策 2 2 16 : 16 ~

○会長

健康診査及び健康相談の充実でどうでしょうか。

新取組施策 2 3 16 : 17 ~

○会長

しいて入れなきゃならない理由はなんですか。基本目標 5 健康福祉の充実の中に「3 高齢者及び障害者の社会参画に対する支援」があるけど違和感がありますね。

○事務局

他の項目にありますので、調整します。

新取組施策 2 4 16 : 18 ~

○会長

女性が地域づくりやまちづくりに参画することが大事なので、市民活動の支援だけではわからない。

○横田委員

現計画の施策 1 2 9「性別・世代を超えた地域交流事業の促進」はどうでしょうか。

○会長

交流だけでもいけない。一般的なまちおこしにも女性が参画することが大事。地域を良くするために一緒にやりましょうということここでは言いたいのだろうと思うんですよ。

○森委員

自治会の役員は男性ばかりで固められている。まずは、地域（自治会）からの参画からと思っています。

○会長

今まで、市の政策決定がメインになっていたが、施策の方向性 2「政策・方針決定過程の女性の参加促進」に地域の方針決定の場への女性の参画が必要となるのではないですか。ここに、もうひとつ項目を設けて自治会組織中への男女共同参画の促進というのが必要となるのではないのでしょうか。

○会長

施策の方向 2 の「防災、災害復興における女性の参画拡大」とも関係してくるが、そこでは、新取組み施策 2 5「地域防災活動等における女性の参画の促進」となっ

ているので、施策の方向1「地域おこし、まちづくり等における女性の参画拡大」の方も、「まちづくり等における女性の参画の促進」としましょう。

新取組施策25 16:24～

○熊井委員

防災会議の前に女性の参画ができることを含めてもらいたい。

○会長

以上のような形で案をつくりなおして、次回に提示してもらおう。

4 その他

次回会議の日程及び場所は、次のとおり決定

日 程：5月17日（木）14:00～

場 所：柳川庁舎3階 第1・第2会議室

5 閉 会 ～16:26